

令和7年度 第2回寝屋川市青少年自立支援連絡会（書面開催）会議録

第2回寝屋川市青少年自立支援連絡会の開催は、書面開催（情報共有）となりました。

1. 案件

- (1) 各委員の担当職務内容
- (2) 青少年の健全育成及び自立支援に向けた取組みについて
(各課より情報提供)

【中村委員（保健予防課）】

- (1) 相談対応や精神科病院実地指導、関係機関との連携、精神保健福祉に関する普及啓発
- (2) ①精神保健福祉相談
うつや統合失調症等の精神疾患、ひきこもり、各種依存症などの相談。
保健師、精神保健福祉士、精神科医、臨床心理士等による面談・訪問等。
必要時受診や社会資源の利用の調整等。
②自殺未遂者相談支援事業
大阪府と連携し、未遂行為を行った市民やその家族に対し再企画防止のため相談支援を実施。

【山口委員（都市一課）】

- (1) ・地域就労支援事業の推進
 - ・産業振興センター管理業務
 - ・商工業の振興に資する事業の推進
 - ・地域ポテンシャルを活かした事業の推進
 - ・課運営等事務
- (2) ・地域就労支援センターにおいて、隣接するハローワーク枚方職業紹介コーナーと連携し、就職困難者への助言・指導により就労を支援している。

【山下委員（保護課）】

- (1) ・妊婦から18歳未満児の健全育成の相談（電話・面接・訪問を含む）を中心に、地区担当CWや保護課保健師や就労支援員と一緒に、親と子どもとの支援を行っている。
 - ・特定妊婦や要保護要支援児童については、他機関との会議にも出席し、情報共有を行なっている。
- (2) ・子どもの健全育成事業は2人の相談員で、令和7年度は、妊娠出産をはじめとして、親の子育ての悩み、子どもの発達への悩み、不登校の悩み、高校進学等の進路相談・資金の相談、オーバードーズやリストカットの相談、非行問題の相談、中学卒業者の中途進学者の支援等を行った。
 - ・中学既卒者の中途進学については就労支援員とも協力し、本人の進学意思が強い場合は個々に定期的に相談日を設定し、本人の卒業した中学校とも連携を取りながら、進学に向け対応をしている。

【高岡委員（障害福祉課）】

- (1) ・寝屋川市自立支援協議会の運営
 - ・障害者虐待防止センター
 - ・成年後見関係事務
 - ・障害者団体の調整関係事務
- (2) 特になし

【岩本委員（こどもを守る課）】

- (1) 児童虐待対応のスーパーバイザー
- (2) ・18歳未満の子どもやその保護者の様々な問題や悩みについて、臨床心理士・公認心理士が窓口や電話で相談に応じている。相談窓口の周知については、広報誌やホームページ、リーフレット等で行っている。
 - ・児童虐待の防止等の周知については、11月のオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンに合わせて、広報誌やホームページ、自治会回覧板、市内公共施設等への啓発のぼりの設置などを活用し、市民に関心を持ってもらえる集中的に取り組んでいる。

【天野委員（教育指導課）】

(1) 寝屋川市児童生徒支援事業

(2) 寝屋川市児童生徒支援事業

小中一貫教育における学習指導・生徒指導での一貫した指導の補助

- ① 不登校児童生徒や問題行動を起こす児童生徒へのサポート
- ② 校内適応指導教室による不登校児童生徒等の学習支援
- ③ 児童生徒の生活・生徒指導に関する補助
- ④ 児童生徒の基礎的・基本的な内容の確実な定着に向けた学習指導の補助
- ⑤ 放課後等の補充的・発展的な学習指導の補助

【佐々木委員（総合教育研修センター）】

(1) 次に掲げる教育支援に関する事業

ア 教育相談に関すること。

イ 不登校の児童生徒の学習指導及び生活指導に関すること。

ウ 不登校の児童生徒に係る学校及び関係機関との連携に関すること。

(2) ①登校状況改善事業

・登校支援教室運営や学生相談員派遣等を通して、不登校により学校や社会との関係性が薄くなっている児童・生徒の自立を支援している。

②教育相談事業

・学校生活、教育や子育てについて来所、電話、オンライン相談を実施している。

・毎年4月小・中学校に子ども専用フリーダイヤル電話相談窓口（さわやかライン）に関するカードを配布し、周知を図っている。長期休業明けに学校を通じて、電話相談案内カードの活用方法を配布。相談内容等に応じて、適宜、関係機関と連携し、対応している。

【事務局（社会教育推進課）】

(1) 青少年の相談窓口

対象・・・中学生以上概ね30歳までの青少年または、その保護者

内容・・・不登校、生活習慣、友達関係、発育発達、就労等

- ・ 青少年の居場所スマイル

対象・・・中学生以上 30 歳までの青少年

仲間と共有できる「居場所」として自己有用感を感じることでできる場所。

友人関係や生活環境の悩みや、コミュニケーションが取りにくい青少年等と、コーディネーターやスタッフが関わりを持ち、社会参加のきっかけづくりにもつなげている。

- ・ 家庭教育サポートチーム派遣事業

市立 23 小学校に 1 名ずつ配置。子育てに悩みや不安を抱える保護者に対し、家庭訪問、相談対応等している。家庭教育サポーターとの信頼関係が構築され、不登校ぎみだった児童が登校できるようになった例もある。